平成２５年（フ）第２５６号
東京都八王子市上壱分方町320番地３フェニックスウエストスワ102号
債務者　田村　哲太
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０９号
東京都東大和市清水４丁目957番地の１メゾンクレール大和201号
債務者　古川　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１０号
東京都東大和市清水４丁目957番地の１メゾンクレール大和201号
債務者　古川かおる
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３２７号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―11―218
債務者　平田　正明
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２５年（ソラ）第１０２２０号（原審東京地方裁判所平成２５年（フ）第２７９０号）
神奈川県横浜市金沢区泥亀１丁目25―２―421
抗告人（破産者）　河村　久満
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定年月日　平成25年５月１日
3　決定確定日　平成25年５月２日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１号
岡山県倉敷市新倉敷駅前１丁目120番地１グランコート21―202号、申立時の住所岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―904号　サーパス老松町
破産者　山本　和美（旧姓丸山・福田）
1　主文　当裁判所が平成25年４月16日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―904号　サーパス老松町」とあるのを、「岡山県倉敷市新倉敷駅前１丁目120番地１グランコート21―202号、申立時の住所岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―904号　サーパス老松町」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月７日
岡山地方裁判所倉敷支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０号
埼玉県飯能市大字川崎234番地１
破産者　有限会社ワイズ建工
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県川越市大字笠幡134番地25
破産者　有限会社ムサシ電設
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７５号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目14番地の３
破産者　有限会社川北鉄筋工業
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市片島町1005番地８
破産者　有限会社入江鉄建
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
盛岡市つつじが丘22番９号
破産者　有限会社アールユーアイ
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１６号
群馬県太田市岩松町137番地の１
破産者　有限会社トヤ建設
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１３７号
神奈川県高座郡寒川町小谷４丁目11番20号
破産者　有限会社新晃産業
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
金沢市畝田西４丁目78番地２
破産者　有限会社上野商店
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４９４号
岐阜県下呂市金山町金山1984番地
破産者　髙木美賀子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８号
静岡県富士市富士見台２丁目４番地の３、開始決定時の住所静岡県富士宮市北町18番29号タウンハウス美里Ｃ202
破産者　渡邉　祐也
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６６号
三重県松阪市挽木町345番地
破産者　森本　聡志
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７１号
三重県松阪市五反田町４丁目1399番地１　メゾンファミールＢ203
破産者　園　　雄介
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０９７号
大阪市西区京町堀１丁目10番８号福岡ビル
破産者　株式会社設計事務所ゲンプラン
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係